

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

おはようございます。

令和 7 年 11 月 17 日に開催しました、閉会中の教育民生常任委員会についてご報告いたします。

まず、教育総務課から 2 点の説明がありました。

1 点目、大鐸こども園建設事業進捗状況について、本年度が最終年度となり、旧園舎解体工事に着手をし、9 月末に工事を完了しており、現在は、園庭整備工事を順次進めている。

既存のフェンスや遊具を再利用する予定だったが、一部再利用が困難な箇所は新設とした。また、グラウンドの整地工事については、地元自治会からの要望により、雨水が排水できるように変更設計をしたため、工事費が大幅に変更になることから、次年度に実施することとした。

工期については、1 月末までの工期とし、金額も変更増が見込まれると説明がありました。

委員から、「樹木の伐採後の植樹予定はないのか」との質問に、執行部から植樹をする予定は現在ない、ある程度樹木を残しているので日陰等は確保できていると考えていると答弁がありました。

2 点目、乳児等通園支援事業について、乳児等通園支援事業は、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度で、対象者は保育所やこども園に通っていない 6 カ月から満 3 歳未満の子どもで、月 10 時間の枠内、時間単位で利用可能な制度であるとの説明がありました。

この制度は、令和 8 年度から法定化されることになっており、事業所の認可や申請者への認定手続き等によって定める条例や規則を制定する必要があると説明がありました。

委員から、対象人数や受け入れ側の負担について質問があり、執行部から約 30 名弱が対象となり、受け入れ側は空き枠を使って定員を超えることなく受け入れができるため、比較的負担なく実施できると考えている。現在、土庄保育園で実施を考えていると答弁がありました。

次に、生涯学習課から施設予約システムの試験運用について、本町におけるデジタル化の取り組みの一環として、公共施設の予約をオンライン化する予約システムの試験運用をする。窓口での書面予約に加え、LINE を活用したオンライン予約を導入することで、24 時間いつでもどこでも施設の空き状況を確認して予約することが可能となる。

今回の試験運用の対象施設は、渕崎第二グラウンドで、期間は令和 8 年 1 月 5 日から 3 カ月程度を予定。LINE アプリを活用した予約システムにより運用を

行い、運用上の課題を洗い出して改善点を明確化する。

今後の予定としては、試験運用を終えた後、運用方法やシステムの改善を行い、地区のグラウンドなどの多目的グラウンド全体への拡大し、順次、他の施設へと広げ、最終的には全ての施設で予約システムの導入を行う予定としている。

委員からは、電子申請の苦手な方への予約システムの配慮、決済について質問があり、執行部から従来の紙方式での申請方法も併用する。また、キャッシュレス機能については、総務課と協議しながら検討していくと答弁がありました。

健康福祉課からは 3 点の説明がありました。

1 点目、地域おたすけ送迎支援事業の見直しについて、3 月の事業開始から、利用者が少ない状況が続いているため、事業内容の見直しを図ることとした。

まず、バス乗降時の送迎場所については、現行の送迎区間は、自宅から大部公民館バス停前までとしていたが、自宅から利用者の最寄りのバス停、もしくは大部公民館バス停へ送迎する。

次に、利用目的の拡大のため、これまででは、オリーブバス利用のみとしていたが、大部診療所への送迎、郵便局 ATM への移動、地区内行事への参加する場合の利用も可能とする。

また、住民への周知をより強化をしていくと説明がありました。

委員から、送迎時間の確認、登録者の状況について質問があり、執行部から帰りの場合も、あらかじめ予約することによって利用が可能である。登録者の状況については、現時点では必要なくても、将来的に使う可能性がある方は、登録していただいていると答弁がありました。

委員から、「試行錯誤しながら、できるだけ利用者が増える努力をしていただきたい」との意見がありました。

2 点目、国民健康保険葬祭費の見直しについて、現在、本町では、国保の葬祭費として 5 万円を支給しているが、この支給額を令和 8 年 4 月 1 日から、3 万円へ変更することを検討している。

県内保険料水準の統一に向けて、各種給付等の基準を統一する必要があるため、県内市町の葬祭費支給額を令和 6 年 4 月 1 日から 3 万円に統一することが、県及び県内市町の協議で決定している。

被保険者に対する影響が大きいと判断する市町については、令和 8 年度末まで各市町で設定することを可能とする経過措置も来年度で最終年度を迎えることとなり、他市町でも見直しを検討しており、本町においても来年度から 3 万円に変更したいと考えている。

10 月の国保運営協議会でも説明させていただいているが、支給額の変更など、保険給付の内容の変更に関しては、諮問事項となっているので、次回の運営協議会に諮問し、国民健康保険条例の改正案を 3 月議会に提出する予定としている

と説明がありました。

3点目、子ども・子育て支援金制度について、子ども・子育て支援金制度とは、全世代や企業から支援金を拠出し、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する制度である。

支援金の開始時期については、令和8年4月からで、支援金は、国保、健康保険、後期高齢者医療といったそれぞれの保険者が医療保険の保険料と併せて徴収し、それを納付金として国へ納める。

国から支援金の計算に必要な納付金額等の情報がまだ示されておらず、現時点では、本町がどれくらいの納付金を納める必要があるのか、どれくらいの保険料率になるのかは不明である。今後、情報が届き次第、すみやかに試算し、検討していくとの説明がありました。

委員から、「今後、わかり次第、詳細に報告をいただきたい」との意見がありました。

住民環境課からは2点説明がありました。

1点目、軽自動車税申告用住所確認書の無料交付廃止について、軽自動車を購入する際に、使用者の住所を証明する書類が必要とされており、無料で交付される「住所確認書」が利用されてきたが、令和7年度に実施される地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化により、住所確認書の発行が困難となる。

また、受益者負担の観点や他市町の状況、また同様の証明書が有料で交付されている普通自動車の登録手続きとの整合性を考え、住所確認書の交付を廃止する予定である。

県内では既に高松市が令和4年に、坂出市が令和7年3月に廃止しており、残る6市9町においても、令和7年度中に廃止する見込みである。

本町も令和8年2月24日より住所確認書は廃止し、有料で交付される住民票の写し等を取得していただくようになると説明がありました。

2点目、ペロブスカイト太陽電池付シェルターの寄贈について、積水化学工業株式会社より、大阪・関西万博会場に設置されていたペロブスカイト太陽電池付のシェルター全長約25メートル、配電盤および蓄電池4基を本町に寄贈いただけたことになった。

ペロブスカイト太陽電池部分については、現在販売がされていないため、積水化学工業株式会社との貸与契約を結び、使用後の最終的な処分は同社の責任で行う。

シェルターの設置場所について、現在4カ所を候補地とあげており、利便性、工事の影響、発電効率などを総合的に検討し、最適な設置場所を選定する予定である。

委員から、「シェルターは分割して複数の場所に設置できるか」と質問があり、

執行部からは、分割して設置は可能であるが、配電盤、蓄電池が1セットしかないため1カ所の設置で考えている。また、廃棄処分について質問があり、太陽電池は積水化学工業株式会社、配電盤と蓄電池は土庄町の責任で処分すると答弁がありました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。